

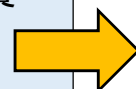
県立高校生通学支援事業

【目的・必要性】

県立高校生の通学については、令和6年度、緊急時限的な取組として、路線バス等の減便・廃止の影響により定期代の負担が増加した生徒に対して支援を行った。また、これらの生徒以外に、より高額な通学費を負担している生徒がいると考えられたことから、通学状況に関する調査を実施し、その結果、高額な通学費を負担している生徒が一定数いることが把握できたため、県立高校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、通学費を理由に生徒が希望する学びを諦めることがないよう、高額な通学費を負担している生徒などに対して通学費の一部を支援する。

○ 令和7年度の支援

- ① 県内の市町村に住所を有し、県立高校へ通学する生徒のうち、高等学校等就学支援金支給対象者で、通学費が月額2万円を超える生徒に対して、通学費から2万円を除いた額の2分の1を補助する。



① 支援のイメージ

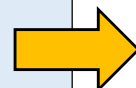
例 1か月のバスの定期代が10,000円、電車の定期代が15,000円のあわせて25,000円の通学費を負担している場合
 $25,000円 - 20,000円 = 5,000円$
5,000円の半額2,500円を補助する。



(定期代その他、バイク通学や車送迎にかかる費用も対象とする)
→ 距離に応じて県で設定した額を経費とみなす。

※ 他の公的補助を受けている場合は、経費から補助額を控除

- ② 令和6年度に通学にかかる定期代の増額分を補助した生徒に対しては、引き続き、定期代増額分の2分の1を補助する。



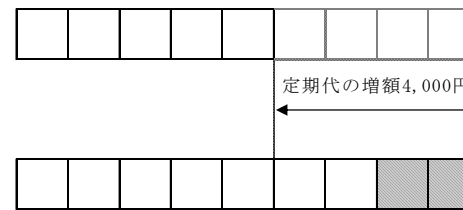
② 支援のイメージ（令和6年度に補助した生徒対象）

例 1か月の定期代が5,000円から9,000円になった場合は、増加分4,000円の半額2,000円を補助する。

定期代5,000円



定期代9,000円



定期代の増額4,000円

県の支援2,000円



※ 申請は、どちらか1つに限るものとする。